

北海道議會時報

第二卷第十號

昭和二十五年十月

目次

◎常任委員會

△總務 △民生 △衛生 △經濟 △水產 △林務 △土木 △勞働及び建築
△開拓及び農地 △議會開發審議會

◎會

合

△全國議長臨時大會

△全國議長會幹事、地方行政調査會役員合同會議

△東北七縣知事議長合同會議

雜錄

△議員の動靜

△來往

資料

△行政事務再配分に關する第一次意見書

△全國都道府縣別面積、人口、市町村數等に關する調

△北海道稅課率調

△昭和二十五年道費豫算現計調

◎新購入圖書紹介

常任委員会

▲總務委員會

○八月三十日より十二日間、齋藤委員長、西田、武田、大島各委員は、平衡交付金起債等の増額その他財政事情改善折衝のため東京都に派遣された。

○九月十一日より八日間、太田、立原、岡、山内の各委員は、白糠村、標茶村、常呂村の町制施行と佐呂間村と中湧別村の境界變更についての現地調査を行った。

○九月十二日より六日間、山仁村の町制施行と稚内市と豊富村の境界變更についての現地調査を行った。

▲民生委員會

○九月十一日より七日間、佐藤(初)、西村、本間(興)、佐々木(美)の各委員は、網走、釧路、十勝の各支廳管内の社會事業施設狀況について現地調査を行った。

▲衛生委員會

○九月一日より四日間、小川、田中(巖)、北林、立原、吉田(豊)の各委員は、苫小牧市、室蘭市及び日高、膽振の各支廳管内の衛生狀況について現地調査を行った。

○九月六日より二日間、小川、田中(巖)の各委員は、苫小牧市の衛生行政について現地調査を行った。

○九月二十六日より五日間、小川、田中(巖)、北林、吉田(豊)の各委員は、函館市及び渡島、檜山の各支廳管内の衛生施設狀況について現地調査を行った。

▲經濟委員會

○九月二十九日午前十一時四十分第二議員室で開議、北海道酪農協會築山理事より、原料乳酪農品検査條例の停止方について陳情があり、ついで畜産課次長より、所管の道費追加豫算要求査定狀況について、農政課長より所管の道費追加豫算要求査定狀況について、食糧課長より、農産物検査條例の一部を改正する條例設定の件について、農業改良課長より、所管の道費追加豫算要求査定狀況について、農政課長より、所管の二十六年年度國費豫算の決定狀況及び優良種畜生産普及事業の概要について、畜産課次長より家畜保健衛生條例案について、それぞれ説明を聴取して午後三時三十分散會。

○九月三十日午前十時三十分第二議員室で開議、請願及び陳情の審査にはいり、請願第六號道立綜合種畜場の早期完成の件外九件採擇、請願第一九七號原料乳酪農品検査條例實施の件外一件保留、陳情第八〇號道立新得種畜場設置促進の件外一四件採擇、陳情第六三號貝殻石灰礦の開發設備に對し道費助成の件外二件保留、をそれぞれ決定、ついで森町及び落部村の早魃狀況及び今金、俱知安道營原種農場、喜茂別傾斜地試験地の現地調査を行うことを決定して午後一時五十分散會。

▲水産委員會

○九月二十日午後一時第一委員室で開議、松平委員より、北海道海域に本州機船底曳入會操業についての中央の狀況について報告、水産部長及び漁業制度課長より、入會操業についての水産廳議案及び水産廳の意向について説明、ついで道内視察中の衆院水産委員に提出の陳情案文を決定、石崎委員より、宗谷管内棘刺網漁業の専用漁業權下附方につき委員會の協力援助方の要望があつて午後四時四十分散會。

▲林務委員會

○九月十二日より六日間、北林、安達、田中(巖)、林、坂東(浩)、高橋(雄)平田、本間(武)、青木、田中(三)の各委員は、釧路市及び釧路國支廳管内の景勝地について現地調査を行った。

▲土木委員會

○九月五日より三日間、渡邊(駒)、旭、窪田の各委員は、釧路支廳管内の土木状況について現地調査を行った。

○九月五日より七日間、渡邊(秀)、宮津、中牧、吉野の各委員は、稚内市及び上川、宗谷各支廳管内の土木状況について現地調査を行った。

○九月十五日より五日間、渡邊(駒)、旭、窪田、高橋(辰)の各委員は、函館市及び渡島支廳管内の土木状況について現地調査を行った。

▲労働及び建築委員會

○九月二十三日午後一時四十分第一委員室で開議、建築部長及び住宅課長より住宅協會汚職事件の真相について、建築指導課長より、對火建築物に對する國庫の補助について、工營課長より、新議事堂竣工期日の遅延及びこれが追加豫算の内容について、それぞれ説明を聴取して午後三時二十分散會。

▲開拓及び農地委員會

○九月二十七日午前十一時十分第二議員室にて開議、道内開拓状況調査につき審議し、釧路國及び根室支廳管内(主として簡易軌道を中心として)を十日間の豫定で平田(農)佐藤(農)糸川(農)四十榮(民)田中(民)田中(自)小川(自)兒玉(自)石崎(自)の各委員を派遣することを決定、ついで請願審査に入り、請願第一八五號瀧上町軌道利用組合に對し道費助成の件外一件を調査保留に決定し、入殖課中村事務官より昭和二十五年入殖及び増反状況について説明を聴取して午後零時十分散會。

▲議會開發審議會常任委員會

○九月十一日午後三時議長室で開議、會長より上京打合せ事項の報告があり、九月一日付道綜合開發委員會事務局が設置せられたのでその内容機構並びに現在の事務進行状況等について松澤技官より説明を聴取し、道及び議會との關係を一層緊密に保持する必要上、事務的連絡、部間別區分其他について各委員より夫々意見の發表があつて午後四時三十分散會。

○九月二十一日午後一時審議會事務局において開議、鈴木副會長より本委員會今後の運営についての具體的意見と審議の完璧を期する爲現在迄の成果について各班毎の報告を求めた。運営については各委員より夫々建設的な意見の發表があり、成果については、八月二十八日常駐以來鋭意審議體制を整え、基本方針に従いその立場ノ一における構想に基き各種資料の蒐集整備に當りつゝあつた四十榮、糸川、渡邊(駒)窪田各委員より概要次の通り報告があつた。

鑛工班四十榮委員

本道の電源開發はあくまで國策的見地に立脚し本道蓄積資源の綜括的な開發を目途として人口の吸收、料金の低減、民生の安定を圖ると共に國家的統制の下に計畫實施せらるべきものであることを強調提出資料に基き詳細説明。

農林・水産班 糸川委員

農業部門はその根本方策の樹立にあたり土地改良治水水利其他各班との關連を有する部面が極めて多く、現在各種資料の整備と基本方針に基き計畫内容等の再檢討を爲しつゝあるので未だ具體案發表の域には到達していないが着々進捗中である。

水産 渡邊委員

水産關係は先ず漁業制度の改革に始まり科學的研究の振興、漁場開發並に船入網架設についての具體的計畫新規漁業の推進等についてその内容を説明。

文化厚生班 窪田委員

本道教育特に教員養成についての構想と教育の基本方針について説明。
終つて各委員より右報告に基き今後の調査審議の参考意見を發表して午後
三時四十分散會。

會 合

▲全國議長會臨時大會

○九月一日午前十時三十分より、國會赤坂廳舍會議室（舊赤坂離宮）にお
いて開催、先ず會長のあいさつのち、本大會の議長に右原東京都議長を
推して議事にはいり、行政事務再配分に關する第一次意見書を提出するこ
とについて、これを承認、第二十九回定例会決議事項について關係各省次
官に對し陳情、地方自治體の長及び議會議員の選舉期日延長方及び新地方
自治確立運動（假稱）實施要綱試案については、これが處理を幹事會に一
任することに決定、正午より、首相官邸において開催の内閣總理大臣招待
午餐會に臨み、各大臣と懇談をなして閉會した。

全國議長會臨時大會出席者招待午餐會に

おける吉田首相挨拶

本日は全國都道府縣議會議長臨時大會に列席の諸君を御招待致しました
處、斯く多數御出席をえまして、まことに欣快に存じます。この機會に、
一言御挨拶を申述べます。

申す迄も無く、地方自治は民主國家建設の基礎であります。よつて政府
に對しては、夙に地方自治の刷新に努めて來たのでありまして、既に地方
行政調査委員會議、及び地方財政委員會を設け、地方行政及び財政の根本
的調整を推進しつつあるのであります。先に臨時國會を通過しました新地

方税法は、現に實施に移されて、地方財政の強化、確立が進められてい
るのであります。又、地方と中央の事務の再配分については、近く成案をえ
次第、各方面の協力をえて、之を推進する考えであります。尙先頃不幸に
して朝鮮に動亂のほつ發をみました、我々としては國連軍によつて一日
も速に平和の招來されることを期待する一方、酷暑を冒して奮戦する國連
軍將兵に協力しその任務の速かに達成されるよう念願して已みません。最
近の情勢に鑑み、國內治安確保には、政府は特に遺憾なきを期しておる次
第であります。

この時に當つて、全國地方自治の先頭に立たれる議長諸君が中央におい
て臨時大會を開催せられ、平素の造詣を傾けて、これら諸問題を中心とし
て、検討審議を盡されましたことは、まことに意義深いことでありまして
その御協力を深く多とするものであります。政府と致しましては、今後益
々地方自治の向上を念願するものでありまして、諸君の一掃活潑な御活動
と御協力を期待して已まない次第であります。

以上簡單ながら挨拶の言葉といたします。

地方公共團體の議員及び長の選舉期日の 繰下げについて

明年行われる地方公共團體の議會の議員及び長の選舉期日について、最
近政府はこれを繰上げ施行する意向あるやに傳えられているが、右は左記
理由により寧ろこれを繰下げ施行すべきであると信ずるから、適當な時期
までに延期するよう考慮せられたい。

理由

- 一、繰上げ選舉が行われるとすれば、新年度の地方豫算の編成並びに審議
が選舉運動に利用され適正なる編成が至難になるおそれがある。
- 二、任期終了前に選舉當落の決定が明かになれば種々の事情に依り行政執
行上及び議會運営上に支障若しくは弊害が豫想される。
- 三、現在地方行政調査委員會議で行政事務の再配分に關する調査検討が行

われており、この會議の結論によつては地方行政に關する根本的改革が豫想されるので、現行公職選舉法による選舉期日についても右決定後に參照して行うことが適切である。

四、以上の諸點を勘案して明年行わるべき地方選舉の期日は適當な時期まで延長施行すべきである。

右全國都道府縣會議議長會の決議にもとづき陳情する。

昭和二十五年九月一日

全國都道府縣會議議長會

會長 東京都會議議長 石原 永明

新地方自治確立運動(假稱)實施要綱試案

一、趣旨

民主國家確立の根幹である地方自治に關しては、數次に亘る根本的改革によつて概ねその態勢の整備を見た。

しかし乍ら、地方自治運営の實情を見るに必ずしも所期の成果を擧げていゝるとはいへないのみならず、今後なお國と地方公共團體相互間の事務の再配分の實施、地方公共團體の規模の合理化、地方公務員制度の確立等の問題が残されており、更に又地方自治機關の總改選を明春に控えている。眞の地方自治の確立伸長はかかつてこれらの諸機關を的確に切抜けるか否かに存する。この事態に對處するため新地方自治確立運動(假稱)を展開し、新日本建設の基盤としての眞の地方自治を確立し、民主國家の基本的態勢を整備することは、現下の國際情勢下において、愈々緊要度に増大してきたと認められる。よつてここに地方公共團體等を中心とし、政府始め各界の全幅的の協力援助を得て、新地方自治確立運動(假稱)を強力に實施せんとするものである。

二、運動の目標

- 1 地方自治制度に對する理解の徹底(地方當局者及地方住民に對して)

○ 自治理念

○ 執行機關のありかた

○ 議決機關のありかた

○ 地方行政制度の實際

○ 地方行政事務の再配分(地方分權の確立)

2 地方自治の運営の合理化の徹底(主として地方當局者に對して)

○ 地方行政事務の能率的處理

○ 地方財政の健全運営

3 地方公共團體の規模の合理化

地方自治意識の昂揚(主として地方住民に對して)

○ 地方自治運営に對する關心の昂揚

○ 地方選舉の重要性に對する認識の徹底

三、運動の機關

(1) 新地方自治確立運動連絡協議會(假稱)

全國地方自治協議會連合會。全國市長會。全國町村會。全國都道府縣會議議長會。全國市會議議長會。全國町村會議議長會を以て構成し、本運動全體の推進、中央實施事項の實施並びに地方實施事項の連絡調整に當る。

(2) 都道府縣及び市町村

主として地方實施事項を掌る。

(3) 政府

政府關係各機關はあけて出來得る限り本運動に協力し、これを援助するものとする。

(4) 言論、廣報機關及び各種團體等

廣くその賛同を得て、協力援助を要請するものとする。

四、運動の期間

十一月一カ月間を第一回集中運動期間とし、引續き目的達成まで本運動を續行するものとする。

五、實施事項

實施の具體的事項は協議會に於て、主として中央に於て實施する事項と主として地方に於て實施する事項とを定め、その連絡調整に當るものとするが、概ね左の如きものを考慮するものとする。

- (イ) 講演會、講習會等の開催。
- (ロ) 地方自治の重要問題に對する平易なパンフレットの配布。
- (ハ) ラジオに地方自治の時間の設置その他各種の番組の組織的實施。
- (ニ) 地方自治に關する雜誌記事の豊富な提供。
- (ホ) 地方自治に關する作文、標語、圖案の募集發表。
- (ヘ) 地方自治に關するボスターの揭示、スライドの上映、移動展の開催。
- (ニ) 地方自治に關する映画の上映。
- (ロ) 模範的地方自治運營の業績の紹介、發表。
- (イ) 自治功勞者の表彰。
- (イ) アメリカ其の他模範自治運營の業績の紹介。

六、所要經費
各運動機關の負擔とする。

第二十九回定例會議決陳情事項

番 號	件 名	陳 情 先	備 考
一	農村緊急對策について	農林大臣九	(提出プロッ ク又は府縣名 その他)
二	松喰虫防除對策につき政府の徹底的措置方について	同	同
三	市町村農業共済組合及び同都道府縣連合會の強化について	同	同
四	昭和二十五年年度農地等交換分合に關する國庫補助増額について	同	同
五	農業協同組合再建特別低利資金の長期貸付について	同	同

六	土地改良事業の促進について	同	同
七	生産費を基礎としたる適正米價の確立について	同	同
八	農地及び農業用施設の災害復舊事業費の全額國庫負擔並びに復舊に關する法律に並行して災害防止に關する法律の制定方について	同	東海北陸
九	供出米麥検査の規格緩和について	同	中
十	水産金融應急對策樹立方について	同	東北
十一	全國國有林野特別措置法制定方について	同	同
十二	早場米獎勵金制度及び主要食糧の超過買入れ並びにこれが報奨金制度の存続について	同	福島
十三	災害復舊土木事業の施行の方法強化について	建設大臣	山梨、長野、群馬、馬
十四	戰災都市の特別都市計畫による土地區劃整理區域内に對し地代等の統制撤廢について	同	鹿兒島
十五	住宅金融公庫法改正方について	建設大臣	東海北陸、大阪、九州
十六	中小企業に對する融資規制の緩和について	通産大臣	四
十七	電氣事業の分斷に伴う電氣料金等の地域差調整のための適切な措置について	同	同
十八	中小企業者に對する金融措置並びに國庫補助の増額について	通産大臣	東
十九	國鐵預定線中敷設路は完成しているがレールのみ未敷設の箇所は他の預定線に廻りて速かに線路の敷設を圖られたい	運輸大臣	大島
二十	昭和二十六年年度港灣事業豫算の大幅増額方について	同	大阪
二十一	積雪寒冷地帯における未開發地域に對する鐵道新設の特別措置方について	運輸大臣	東北

三十二	引揚者收容施設に充當するため國有財産を關 係地方公共團體に無償譲渡方について	大厚 藏生大 臣同
二十三	醫師たる技術者の俸給令特令設置について	人厚 生院大 臣同
二十四	災害救助法による救助費その他の全額國庫負 擔について	厚生 中央災害救助 大臣同
二十五	社會保障法の制定促進と國民健康保險の運営 について	策協 生大 長東 海北 陸
二十六	失業對策の強化について	審議 會大 長中 國東 北
二十七	公共職業安定所職員の優遇策について	勞 勵大 臣東 海北 陸
二十八	會計年度改正について	人勞 事院大 裁臣大 阪
二十九	簡易保險郵便年金積立金運用再開促進につい て	大藏 政大 臣幹 事會
三十	勤務地手當地域差別制度改正について	大藏 政大 臣東 海北 陸
三十一	昭和二十五年地方起債の枠擴大について	大藏 政大 臣東 海北 陸
三十二	教員職員免許法にもとづく教員の資格認定講 習の實施方法と經費について	文部 大 臣東 海北 陸
三十三	定時制高等學校の整備について	同 東 海北 陸
三十四	最高裁判所裁判官の國民審査の方法と檢察審 査會構成の改善方について	法務 總 裁中 國
三十五	國內治安確保について	大藏 國務大 臣同
三十六	地方公共團體の議員の死亡届出、禁治産宣告 又は他の選舉に關する選舉犯罪若しくは選舉 犯罪以外の罪に因り禁こ以上の刑に處せられ てた場合の通報に關する手續規定の設定につい て	法務 總 裁中 國

三十七	公職選舉法の一部改正について	選舉 制度調 査會
三十八	地方公共團體の議會において議員中より選舉 する委員の任命又は適格審査について	文部 大 臣東 海北 陸
三十九	地方自治法中改正について	地方 自治廳 長中 國東 海北 陸
四十	都道府縣議會議長等の國會議事堂内自由出入 に關する措置について	衆議 院運 營委員 長東 海北 陸
四十一	中央出先機關の事務を速かに都道府縣へ移管 方について	大藏 政大 臣東 海北 陸
四十二	府縣議會圖書室職員の養成について	國 立 圖 書 館 長中 國東 海北 陸
四十三	國會圖書館より府縣議會圖書室に圖書目錄票 (カード)印刷配付方について	同 同

▲全國議長會幹事地方行政調査會 役員合同會議

○八月三十一日午前十一時四十分より、東京都議會議事堂に、各幹事縣出席のもとに開催せられた、議事に先立ち、京都議長の發言により、會長事故ある場合の代理者について意見が交された後、本會の地方行政調査會囑託田中東大教授より、八月二十二日常任役員會で決定の行政事務再配分に關する第一次意見書について説明、これに對する質疑應答意見の開陳があつて、原案を承認することに決定、京都は議長より、地方行政専門調査員として警察行政に關する意見としては府縣單位の自警とし、それに人口二十萬以上の都市はそのままとする、また現在非常によくやつているところは任意という方向に進んでいる旨を報告、次いで會長より、現在の議員の任期は來年四月二十九日であるが、政府方面で選舉期日を一月に繰上げて

やる話があつたから、これは地方行政事務再配分後の新法律でやるのが、選挙手続き、費用等から地方民の利益であると反対してきた。この點本會として繰上反對の決議をした旨提案、又京都、宮崎、北海道、兵庫、愛知の各道府縣議長より、任期三箇月前の選挙は反對との意見があり、結局本會決議とすること及び文案は會長に一任と決定、會長より、全面的に地方自治に關する啓蒙運動として、地方自治委員會で、新地方自治確立運動（假稱）實施要綱試案なるものを考えつゝある旨を報告、又明九月一日赤坂離宮において臨時會を開き各省大臣の出席を求め、席上陳情することになつてゐる旨を報告、これが代表に北海道議長を煩すことに決定して午後二時二十分閉會。

▲東北七縣北海道知事議長合同會議

○九月十八、十九の兩日にわたり、秋田縣湯瀬において開催、宮城、新潟、福島、山形、岩手、青森、北海道、秋田（各知事、議長）、東北民事部長代理ハリー・C・モートロック經濟課長補佐、林野廳長官、林野廳林政計畫、國有林の各課長等が出席、つぎの議題について協議決定して閉會した。

議題

- 一、農村對策について（各道縣）
- 二、昭和二十五年縣財政收拾對策樹立方について（新潟）
- 三、冗費節約並に會議の調整について（秋田）
- 四、電氣事業再編成について（福島）
- 五、北上川流域綜合開發について（岩手、宮城）

雜

▲議員の動靜

出張期間	用務	氏名
九月一日より 四日間	衛生狀況視察のため （苫小牧、室蘭各市及び日高、膽振各支廳管内）	同議員 小川吉雄
九月三日より 十日間	商工事情調査のため （東京都）	議員 太田益夫
九月三日より 十二日間	商工事情調査のため （東京都）	同議員 齋藤雄次郎
九月三日より 十四日間	商工事情調査のため （東京都）	議員 横山準治
九月三日より 十一日間	商工事情調査のため （東京都）	議員 坂東浩一
九月四日より 八日間	土木狀況調査のため （稚内市及び上川、宗谷各支廳管内）	議員 中牧保
九月四日より 七日間	土木狀況調査のため （稚内市及び上川、宗谷各支廳管内）	同議員 宮野恒太郎
九月五日より 七日間	土木狀況調査のため （稚内市及び上川、宗谷各支廳管内）	議員 渡邊秀次
九月五日より 三日間	土木狀況調査のため （膽振支廳管内）	同議員 渡邊長
九月六日より 二日間	衛生行政調査のため （苫小牧市）	同議員 小川吉雄
九月十一日より 八日間	町制施行及び境界變更調査のため （網走、釧路各支廳管内）	同議員 山立原耕廣
九月十一日より 八日間	社會事業施設視察のため （網走、釧路、十勝各支廳管内）	同議員 佐々木美夫

九月十二日 より六日間	景勝地調査のため (釧路市及び釧路國支廳管内)	議員 同同同同同同同同	安達 林 中 二 郎
九月十二日 より七日間	町制施行及境界變更調査のため (稚内市及び空知、宗谷各支廳管内)	議員 同	佐久間 田 中 信 夫
九月十三日 より六日間	町制施行及び境界變更調査のため (網走、釧路國各支廳管内)	議員 同	太田 田 益 夫
九月十四日 より四日間	道議會事務打合のため (函館、室蘭、苫小牧各市)	副議長 同	鈴木 木 源 重
九月十四日 より六日間	土木狀況調査のため (函館市及び渡島支廳管内)	議員 同	旭 高 橋 辰 男
九月十五日 より六日間	土木狀況調査のため (函館市及び渡島支廳管内)	議員 同	渡邊 治
九月十五日 より四日間	土木狀況調査のため (函館市及び渡島支廳管内)	議員 同	窪田 長 松
九月十六日 より十四日間	道議會事務打合のため (秋田縣及び東京都)	議長 同	坂東 秀 太 郎
九月十九日 より二日間	道議會事務打合のため (石狩支廳管内)	議員 同	田 中 巖
九月二十三日 より四日間	道議會事務打合のため (十勝支廳管内)	副議長 同	鈴木 木 源 重
九月二十六日 より五日間	衛生施設視察のため (函館市及び渡島、檜山各支廳管内)	議員 同同	北 林 中 屹 郎
九月二十七日 より五日間	道議會事務打合のため (旭川市及び砂川町)	副議長 同	鈴木 木 源 重

▲ 來 往

- 福島縣議會勞働農地常任委員一行七名は九月三日函館着で來道、勞働並
びに農地行政の狀況調査のため、室蘭、小樽、岩見澤各市及び膽振、空
知各支廳管内を視察し九日退道した。
- 熊本縣議會衛生常任委員一行七名は九月八日函館着で來道、水産、經濟
衛生行政その他につき、旭川、帶廣各市及び釧路、膽振支廳管内を視察
し十四日退道した。
- 愛知縣議會農地常任委員一行七名は九月二十日函館着で來道、開拓狀況
その他につき旭川市を視察し、二十二日退道した。
- 山形縣議會文教常任委員一行六名は九月十九日函館着で來道、教育關係
施設を視察し、二十一日退道した。
- 愛媛縣議會商工水産常任委員一行五名は十月十四日に函館着で來道、商
工水産狀況を視察して十七日退道した。
- 福島縣議會衛生常任委員一行七名は九月十九日函館着で來道、衛生施設
を視察し二十二日退道した。
- 熊本縣議會農地、農政、經濟、土木各常任委員一行七名は九月二十日函
館着で來道し、酪農、開拓狀況等を視察し二十七日退道した。
- 宮城縣議會水産、勞働常任委員一行十名は九月二十五日函館着で來道。
- 栃木縣議會林務常任委員一行五名は九月二十五日函館着で來道、林業施
設を視察して三十日退道した。
- 長野縣議會社會委員一行八名は九月二十七日函館着で來道、社會施設等
を視察して三十日退道した。
- 宮城縣議會農地常任委員一行十名は九月二十八日函館着で來道、二班に
分れて入殖狀況その他を視察し十月十日退道の豫定。

▲行政事務再配分に關する

第一次意見書について

八月三十一日の全國議長會幹事と地方行政調査會役員との合同會議の席上、地方行政調査會事務顧問東大教授田中二郎氏から發表された、立案構想についての説明要約、これに對する質疑應答及び第一次意見書の内容はつぎの通りである。

行政事務再配分に關する意見 (第一次)の説明及び質疑應答

一、序 言

各ブロック及び府縣からの意見を資料として一つのまとめあけを引受けたが、各ブロック及び府縣の意見がまちまちで一つの筋立つたものはなかなか難しく、とにかくそれらの個々の意見を事務局でまとめた別冊資料一及び二(行政事務再配分に關するブロック及び府縣別意見比較昭二五、八)を参照しながら一應の議案を作つた。従つて中にはどこからの意見でもない、各方面から歸納して、この邊が一番穩當だと思われる線をまとめた點もある。基礎的な一通りの大まかな筋ではあるが、御承認を願つて、更

に皆さんの具體的意見を聞かせて貰い、それを織込むこととしたい。

内容に入る前に一言したいのは、十月か十一月の初めに、一つの勧告が出るよう傳えられていたが、滞り中のシャープ博士が歸國前再勧告したいとのことで、それに間に合うよう必要な資料提出の命を受けたため、地方行政調査委員會の方で早急に(今月一ぱいぐらゐに)資料をまとめ、來月初めに勧告の方針的なものを出すだろう。同委員會議の案として、どこから漏れたものか、七月二十七日の朝日、毎日に基本的なものが發表された。その眞偽は別として、大體想像されるところ一般に考えられるより、はるかに徹底したものだ。これが正式の案なら約五千ぐらいの法律の再検討が必要となり各官廳から猛烈な反對が出て、蜂の巣をつついたようにならう。この問題は非常に困難が伴うから地方公共團體は一體となつて、基本的な線を出して、日本の民主化のために當らなければならぬ。地方全體としては多少意見の相違はあろうが、妥協しながらも、國の事務を地方へ委譲する限りにおいては、一應協力一致ができた。それを更に、府縣と市町村とに分け合う問題だが現在までは、大都市と府縣との對立が見られる。

大阪市の意見として、市町村は基本的に同一の性格を持ち、本質的な相違はない。地方的特殊性の如きは否定している。それが官廳の反對

意見と合し、事務配分の問題がうやむやになる懸念がある。大都市との間の事務配分の問題を合理的に處理するには、大都市に府縣は大中に譲る寛容さを以て兩者歩みよる必要がある。しからざれば全部の解決は難しい。

右のような角度で、各ブロックから出ていないような意見も取入れ、かなり妥協的な案となつたが、これは決して獨斷ではないと思う。以下第一次意見の各章につき概説することとする。

二、本會の「行政事務再配分に關する意見(第一次)」の説明

第一、總 説

シャープの指摘した基本方針によつて、問題のねらいを、今後、どういう方向にもつて行くべきかを具體的に考へて見た。

第二、國と地方公共團體の間の事務再配分

地方自治法第二條列舉事務によつて、都道府縣、市町村の事務が何如に廣汎だか明瞭である。しかし、特例があり、これまでの國の事務は依然國の事務であつて、機關委任もそのまま生きている。この問題を根本的に解決するには、行政法規(五十以上)の全面的改正をしなければならぬ。新聞では、國の事務は極力整理して十五項目程度としその他は地方へ移すと報じている。又機關委任を廢して、地方事務とする方針は、地方としては賛成せざるを得ぬが機關委任をなくすがいかに、あるいはある種の事務は

機關委任として残すが妥當かは、検討を要する問題であり、この點皆さんの意見を伺いたい。

國と地方との事務配分の基本的考え方については、地方全體として一致した賛成は得られよう。しかし、國の事務の全面的廢止は官廳の猛烈な反對が起ることが豫想される。そのときは地方が一體となつて、互に支持する體制を作る必要がある。

第三、都道府縣と市町村の間の事務配分

地方事務となつたものの分け合ひであるが、この點は地方自治法にない。シャッブ勸告が市町村優先とし、市町村にできぬものに限り府縣としたが、地方行政調査委員會議でも、その線に沿つてゐるようだ。委員會議では、府縣は、技術的な企畫を必要とする事務、試験、検査事務、市町村で有効に處理できない事務等を處理し、その他は市町村とする考え方のようであるが、その考え方が問題である。府縣と市町村との性格から検討せねばならない。

私見では、府縣の行政は、維持したい考えだが、大都市では、府縣を厄介扱いにし、二重行政だといふので事務を奪い取る考えの方が強い。シャッブ勸告も委員會議の試案も市町村の規模に拘らず、一應市町村優先とした。これに對し大阪府では眞向から反對している。

一般的經濟的行政は府縣行政のよさを認めなければならぬ。この問題の考え方が再配分の最も重要な解決策である。現實の府縣、市町村

の行政の實體は無視できぬ。市町村には大小あり、それを原則的に一つに見るのはかえつて非能率となる。現實の市町村の能率に應ずる事務配分を考えることが實際に合するのみならず、それこそ民主的行政の線に沿うゆゑんであり、この案でこれを四階級に分けた理由もそれだ。

第四、地方財政の自主性の確立

現行の地方税法では、ある地方はよいが、農村方面では、十分の財源を得ることはできぬ。府縣でも、鳥取、島根の如きは、通常の行政費も賄えぬ状況だ。そこで理想的ではないが、平衡交付金が必要となつてくる。又、根本的な改正といつても、十分な財政が思ひつけぬ。更に市町村によつては、今後、どんな税制改正をしても課税の対象となるものがない町村が、全國に多くあるので、府縣で平衡交付金を調整する必要がある。

第五、地方公共團體の適正規模

委員會議では、人口八千乃至一萬を基準として、現在の町村を整理するよう聞いている。私の、狭い經驗では、小さな區域に多くの町村が密集してゐるところは、合併によつて問題の解決に役立つだろうが、しからざるところの強制的措置は、はたしてうまく行くものかどうか、合併して効果があるかどうか疑問である。むりやりの統合は、自治體の協同意識の破壊である。この際、強いて強行する必要は認めぬ。行政、財政能力を擴充した上でやるがよろう府縣の

合併も、一般府縣民の意識に支えられている場合の外は、自治を破壊し、行政を混亂させる恐れがある。

第六、東京都と北海道の特殊性

都と特別區の問題及び北海道は、區域も廣く本州と同じ行政でやつて行けるかどうかの問題がある。

なお、五大都市については、五大都市だけの立場の考えは、衛星都市、町村を無視しかなり獨善的であるようだ。衛星都市、町村を助けつゝ五大都市を生かすという運営こそ府縣の調整的立場に依存する。

以上皆さんの意見に従つたところ、又、違つたところもあるという結果になつたが、皆さんの所見を聞いて再検討したい。

三、質疑、應答

一、事務再配分について

京都 今後の事務配分は、シャッブ勸告の線に沿つて、國民の直結事務は市町村、大きいものは國、府縣は中間的な、やや緩慢な仕事となる。この案と、知事側の案とは多少違ふが、これはなるべく一致させた方が有利と思う。

田中氏 事務配分については、府縣中大阪が一番研究もし、相當の意見書を出している。それは、大阪市で強硬な意見を發表され、それに對抗上、府の方でも、できるだけ府の仕事を残したいと強いところ

を見させている。結局、正面衝突をするところまでつきすみ、それは内部問題になるが、私が双方よいと思われる意見を出し、それでまとまるならまとめたという事になった。府縣側は、大阪府の播磨地方課長の案から正式なものとなつたようだ。それとこの案とは實質的には大差ないと思う。

大阪 現在までの資料は、大體知事を主とした理事者側の案が多い。府縣が、仕事を多くもつような案でやつていると思う。しかし、議長會としては、地方地方の縣民の利益になるような意見であれば、たとえ知事側と正反對のものが出されてもよい。要は、今までの日本の行政は歐洲の眞似だ。今度は、アメリカの制度に切換えた行き方が基本となつてゐる。ただ地方の事務をどう分け合うか、具體的分け方の裏付けを出してもらいたい。

田中氏 よく現實に即してやることである。議長會としては大所高所の意見を出し、行政的細部は、執行機關の意見にまつとの方針で考慮している。しかし、この第一次意見が承認されれば、第二次として具體的事務配分の區分について、調書を作る豫定である。

二、教育問題について
京都 教育問題については、町村側では經濟

面、行政面を全部一本にしようという意見で、知事側と同調しているが、都市側の方では獨立したいといひ、意見の食い違ひがある。シャウブ勸告當時、文部省では、教育税を作るといふ案もあつたやに聞いている。委員會でも、まとまつた意見書を作りたい意向だ。

田中氏 教育委員會を作るにつき、私もその立案にあづかつたがこれは大體向う（アメリカ）の意向によつてゐるので基本的なところは動かないと思う。教育行政を國家經營とすることは、到底考えられない。しかし、日本の財政の現況からして教育費をどこで（國か地方か）負擔するかの問題は、別に考慮せられるものと思う。

三、規模の問題について

愛知 第一次案は賛成。市町村側ともよく連絡して、官廳に當つてもらいたい。ただ町村の合併だが、人口一、〇〇〇程度ではやつて行けぬのが現状だ。ある程度、可能な範圍で統合を検討してもらいたい。岩手 岩手のように、點々と村のある不便なところは、一萬や一萬五千では併合しても、行政力や財政力は増さぬ。他縣より五十年もおくれている岩手の如き縣や、北海道など特殊なところは、例外を認めしてほしい。その他はこの案で賛成。

その他警察制度、議員數の減員の問題につき意見交換が行われ、最後に、田中氏から「本日の御意見により規模の問題と、その他字句上原案を多少修正する」旨を述べ、石原會長その修正したものを本會第一次案として關係方面へ提出してよろしきや。を諮り、一同賛成。可決。

以上は、八月二十二日の常任委員會々議の席上における、説明内容及び質疑應答であるが更に八月三十一日の委員會において、田中二郎氏は、次のような説明をした。

本日の配付の意見書は、前回提出の原案に質問者の意見を考慮し多少の修正をほどこしたところ及びたまたま當日入手した五大都市（京都、大阪、横濱、神戸、名古屋）の意見内容が、本案と符合せる點の多いことを指摘したのち、前述（八月二十二日の説明）通りの要旨を反復説明した。これに對し、大要次のような質疑應答並びに意見交換が行われたが結局本日の修正案通り異議なく可決された。

一、警察について

京都 現行の自治體警察（以下自警という）は、人口十五萬以上の都市とし、他は府縣單位の自警一本としたい。人口十五萬以上の都市でも、自警を維持できないから府縣の自警にしてもらいたいといふのと、人口二・三萬のところでも、非常によくいつてゐるから存続させるようにとの意見もあり、委員會では調整に悩んで

いる。

兵庫 自警の人事は、今日悩みの種となつて
いる。都市警察は本案のC級は除いた方
がよい。

石原會長 C級の市でも、非常によくやつて
いるところもあるやに聞いている。本案
では「場合によつては……」という前置
きがあり、地方地方の實情に即應して、
やるやらぬは任意だから、あつてもよい
ではないか。

田中氏 C級までを残すかどうかは、事務配
分が行われてのちの各府縣皆さんできめ
ていたゞきたい問題である。

北海道 競輪の場合であるが、札幌郊外で行
われ、取締りは國家警察でやつており、
非常に人員が少く、自警に應援を依頼す
るのだが、縄張りとか何とかで面倒であ
るから私の信念は、府縣單位の自警で行
い、いざというときは豫備警察とかに應
援してもらうのがよい。

京都 専門調査費としての私の意見が委員會
に出て論議された。現在の大きな都市の
自警は、二十萬以上の完備しているもの
はよく、他は府縣單位の公安委員會一本
でやり、なを、そのうち現在非常にうま
く行つて自警については、任意とい
う方向に向つてゐる。

二、平衡交付金について

宮崎 平衡交付金の配分が公平であればよい
のだが、縣内の交付金制度を設けるのは
どうかと思う。

田中氏 縣内の平衡交付金制度を設けること
については、いろいろ異論もありうるで
あろうが、こういうものを考える必要も
あるというのは、一例をあげれば、大阪
市は財政的に豊かであるが、隣接の町村
や衛星都市は財政的に窮乏している。し
かも、密接な相互依存關係にあることを
考えると、相互の間に税收をならすため
の措置があつてよい。こういうための調
整措置として、平衡交付金の制度が必要
なのではないか。

宮崎 大都市の縣と、大都市をもたぬ縣とで
は違ふ。「得一失」である。この點十分御
・檢討を願いたい。

三、府縣の併合について
三重 府縣の併合の問題は、どうなつてい
るか。

田中氏 事務配分さえも仲々官僚の反對があ
るので難しい。

府縣の主たる税収入は、飲食税、入場税、
附加價値税の三つであつて、現在の府縣
で、この税では、完全にやつてゆけない
のが二十縣以上もある。各縣の財政面か
らするも、平衡交付金の面からするも、
統合しなければならぬということとは將

來において、必然的に起きてくるのでは
なからうか。

四、教育について

兵庫 教育行政の参考意見として、神戸の市
立高等學校の生徒及びその父兄から、市
立がよいか、縣立がよいかとの世論調査
をやつたところ、九〇%から九五%まで
縣立を希望している。ただ、縣より市の
財政がよい關係上、職員待遇がよいの
で、職員側では市立の方がよいという。

行政事務再配分に關する 意見（第一次）

第一 總 說

一、舊憲法の下におけるわが國の行政は、官僚
主義的、中央集權主義的な行政であつた新憲
法は、これを根本的に改め、民主主義的行政
の原理を確立するとともに、地方分權主義的
行政の原理を明示した。その第八章は、地方
自治に關する基本原則を定めたのがこれであ
る。新憲法の意圖は、地方自治法の數字の改
正や警察法、消防組織法、教育委員會法等の
諸法律の制定によつて漸次實現されつつある
が、未だ必ずしも、完全に實現されるに至つ
てゐるとはいへない。税制改革に關するシ
ャップ使節團の報告書は、地方自治重要性を
強調するとともに、國と都道府縣と市町村と
の職務分掌について、なお、根本的な欠陥の

あることを指適し、事務の再配分を行うべきことを勧告している。その根本的欠陥として指適しているのは、左の諸點である。(附録A 四頁以下)

「現在、三段階の統治機關に對する事務の配分は複雑で、且つ次の數個の理由から地方自治および地方的責任にとつて有害である。

(1) 現在の配分は、特殊の行政作用に對する政治的責任を固定するというよりはむしろ分散させていて、特殊の行政に關する處理について、行政機關のどの單位に責任があるかを知ることが難しい。

(2) 現在の事務配分の複雑性は國民がその行政機關、特に、かれの支拂う税金が如何にして有益且つ貴重な行政の形をなしてかれに歸つて來るかを理解することを不可能にしている。

(3) 中央政府が市町村の活動に余りにも多く關與するので、地方自治が損われている。

のみならず市町村役場は、中央政府が適當な財政的準備もないのに一方的に課する厄介な新任務を持たされることが時々ある。

中央政府の傳統的な行政事務が市町村に委譲される時には、その市町村の新任務は中央政府のためにする仕事とみなされる。かかる場合には補助金を交付し、國の統制を行使すべきであると考えられている。たとえば、初等教育、警察、消防、および選舉

は地方團體の獨立の事務として委譲されたが、それにもかかわらずこれらは地方團體が代行する國の事務であるから直接の補助金および國の統制が必要であるといった態度が廣く行われている。

(4) ある場合には特定の事務がそれを有効且つ能率的に遂行するには適しないような行政單位に割當てられることがある。

かような欠陥を是正し、眞に地方自治を確立することは、現下の緊急の課題である。ところで、そのための最も重要な問題である行政事務の再配分はどのような基準によつて行われるべきであらうか。シャウプ勸告書は、この點について、次の三つの基準をにかけている。

(1) 能う限りまたは實行できる限り、三段階の行政機關の事務は明確に區別して、一段階の行政機關には一つの特定の事務が専ら割り當てうべきである。そうしたならば、その段階の行政機關は、その事務を遂行し且つ一般財源によつてこれを賄うことについて全責任を負うことになるであらう。

(2) それぞれの事務は、それを能率的に遂行するために、その規模能力および財源によつて準備の整つていないすれかの段階の行政機關に割り當てられるであらう。

(3) 地方自治のためにそれぞれの事務は適當な最低段階の行政機關に與えられるであらう。市町村の適當に遂行できる事務は都道府縣ま

たは國に與えられないという意味で、市町村には第一の優先權が與えられるであらう。第二には都道府縣に優先權が與えられ、中央政府は地方の指揮下では有効に處理できない事務だけを引受けることになるであらう。

右の第一の原則は、行政責任明確化の原則であり、第二の原則は、能率主義の原則であり、第三の原則は、地方自治尊重の原則と名づけてよい。特に第三の原則において、市町村第一次都道府縣第二次の原則を明らかにしている點を注意しなくてはならぬ。

二、右の基本的な原則は、ひとつひとつは、至極もつともである。併し勸告書にもいつているように(A六頁)「これらの原則を實際に適用するについては困難がある。」「多くの場合、事務を截然と區別することは賢明でもなく、また不可能」でもある。殊に、わが國の現在又は近い將來の地方公共團體の行政能力なり財政能力を前提として考える限り——これ自體が今後理想的に建て直されなければならないし、ある程度にその建て直しができないではないが、根本的に革新することは殆ど不可能にちかい——地方自治を尊重しようとするれば、必ずしも能率の向上を期しえないというように、各原則相互の矛盾衝突を生ずることを豫期しなければならぬ。であるから、ここでは、わが國の政治的、經濟的、社會的、文化的地盤に足をつけつゝあるべき地方行政の姿の實現をめざして、現行制

度の改革案を検討することとする。

第二 國と地方公共團體の間の 事務配分

一、國と地方公共團體との間の事務配分については、地方自治法の第二條に、その一般的原則を明らかにしている。即ち、その第三項に地方公共團體の處理すべき事務を一號ないし二一號にわたり具體的に例示し、その第四項に、逆に地方公共團體の處理することができない國の事務を一號ないし八號にわたり列舉しているが、これらの規定を通して、地方自治法の建前上、地方公共團體の處理すべき事務の範圍が如何に廣汎にわたっているかを理解することが出来る。地方公共團體がこの廣汎な事務を自主的に處理しうべきものとしたところ、地方自治尊重の趣旨を見出すことができる。ただこの一般的原則に對しては——恐らく現在の地方公共團體の實態を考慮し、且つ、いま一舉に國の事務の地方への委譲を斷行することによつて生ずる混亂を防止する必要を勘案した結果であろうが——重大な例外が設けられている。即ち、右の第三項の但書により、「法令に特別の定があるときは、この限りでない」とされ、現に「法令に特別の定」があるために、地方自治法の建前上は、地方公共團體の事務とされていながら、實際上は、國の事務として國の出先機關によつて處理されているものや、都道府縣知事や市町

村長にいわゆる機關委任の形で委任されているものが甚だ多い結果になつてゐる。これは眞の地方自治を確立するゆえんではない。地方自治法の定める一般的原則に即して、事務の再配分を行い、この線にそう法令の再整備を行うことが、現在緊要の課題である。

二、國の事務と地方公共團體の事務の再配分について、地方行政調査委員會議は、大體、次のような見解をとつてゐる（昭和二十五年七月二十七日毎日新聞）

(1) 第一に、國の事務を極力整理して、外務、幣制、財務、司法、公職追放およびその審査監視、郵便、電信電話、國有鐵道、專賣等の約一五項目程度に止め、他はすべて地方公共團體の事務とすること、國の事務は府縣や知事に委任せず、原則として國の出先機關に直接行わせる。その際出先機關は極力統合して少數の出先機關が少數の國の事務を能率的に行ふこととする。

(2) 第二に、地方公共團體の事務は地方公共團體が自主的に處理すべきものとし、ただそれらの事務のうち、物資物價の統制、食糧その他の生活必需品の供出、國土計畫、全國的な傳染病豫防、農地調整、勞働基準及び職業安定の六項目に限つて、國の監督を受けるものとする。

これらの方針は、地方自治尊重の原則及び行政責任明確化の原則に合するものとして、根本

的に、支持されなければならぬ。ただ、具體的に、國の事務として國に残すべき範圍、地方公共團體の事務のうちで國の監督を受けるべき範圍及び國の監督の方法等については、能率主義の立場から、若干、検討を要するものがある。また、いわゆる團體委任又は機關委任を排斥するという方針は、原則的には正しいが、國の監督を受けるべき地方公共團體の事務について、いちいち、國の監督權を行使すべき出先機關を設けることは、却つて、地方に對する重壓となり且つ財政の浪費ともなるから、これらの監督權限は、中央の一般方針に基き、都道府縣知事が行使するものとするのが妥當である。その限度においては機關委任が認められるべきである。

第三 都道府縣と市町村の間の 事務配分

一、都道府縣と市町村の間の事務配分の問題を考へるに當つては、まず、その前提として、今後、都道府縣東京都及び北海道は、多少の特殊性をもつので、その特殊性については別に述べることとし、ここには一般の府縣のみについて考へることとする。と市町村とが、それぞれ、どういう地位を占め、どういう性格をもつべきか、を検討しなければならぬ。府縣と市町村とは、それぞれ、その住民の協同體的意識によつて支えられた政治的、經濟的社會的基盤をもつた自治體である點におい

て、共通性をもつており自治體としての政治的、經濟的、社會的機能を果しうべき點において、本質的な差異をもつものではない。たゞ、市町村は、基礎的の地方團體——地域的團體結合の第一次的單位——として、住民の日常生活に身近な團體であり、住民の日常生活における協同體的意識は、市町村における住民意識と結びつく、だから自治意識の向上を通して、わが國の民主政治の健全な發展を明かにすることが出来る。この意味において市町村自治を擴充強化することがわが國の民主政治の發展のために極めて大切である。シャウブ勸告が、行政事務配分の問題について、市町村優先の原則を掲げたのは、このためである。併し、だからといつて、府縣を無視してよいと理由は成りたない。府縣は市町村を包括する廣域地方公共團體として、これ亦府縣民意識によつて支えられた獨立の自治體を構成するものであり、市町村の區域を越えて、より廣域的に處理すべき事務については府縣において處理することが、却つて地方自治の目的に合し、且つ行政を合理的能率的に處理するゆえんである。殊に、わが國の市町村のうちには、その行政的、財政的能力に照らし、近い將來において、到底、廣汎な自治事務を處理することのできないものが少くないから、事務の能率的、効果的な處理の見地から、弱小な市町村の區域については、差當

り、これらの市町村の能力で果しえない分野を府縣において補充的に處理するを妥當とする場合の存することを否定しえない。更に又府縣の手によつて、府縣内の市町村間の財政調整を行うことを必要とすることも考えられる。かような意味において府縣は、一面においては、廣域地方公共團體として廣域行政を行い且つ又市町村の補充的行政の運営實施に當るべき機能的團體であるとともに、他面においては、府縣内の市町村の行財政の調整的團體でなければならぬ。

二、府縣と市町村との間にどのように行政事務を配分するかについて、シャウブ勸告は市町村優先の原則を掲げている。そのこと自體は正しい。たゞ、具體的にどのような事務を市町村の事務とするかについては、上に述べたように、都道府縣と市町村のおののについて、その地位及び性格を考え、且つ、行政事務そのものの能率的、効果的な處理を旨として、決定する必要がある。

この點について、地方行政調査委員會議は、地方團體の事務は、原則として市町村の事務とし、府縣は、技術的な企畫を必要とする事務及び市町村で有効に處理できない事務のみを處理すべきものとする意向のようであるが、それは余りにも抽象的な一般方針に止まり、その意圖する具體的内容がどのようなものであるかが明瞭でないが、ただ單なる一般方針として考えて

も必ずしも妥當とはいいたない。

三、行政事務配分の問題を考えるに當つては、同時に、市町村の行政能力、財政能力の強化をめざす市町村の合理的單位の確立を考え、その實施を圖らなくてはならないが、それをどのように工夫してみても、到底克服することの不可能又は困難な限界が存する。かような現實的地盤に即して問題を具體的に解決しようとするれば、右のような一般方針が到底現實に存するものといえないことは明瞭である。というのは、現在の市町村の行政能力や財政能力には極端な差異があり、能力の貧弱な町村は、その統合によつて必ずしもその能力を強化することができるとはいえず、地方の事務の原則的委譲に對する受人體制を確立することは、これらの貧弱な町村にあつては殆ど不可能であるからである。

この市町村の能力の實際上の差異——山村や北海道の廣大な町村の統合は無意味であるからこれはしばらく別として、平野地帯の多數の密集した狭小な市町村の可能な限りの統合強化を前提としてなお存在を余儀なくされる差異——を考慮しつつ、行政事務の再配分を行おうとすれば、市町村の行政能力なり財政能力に應ずる配分を考え、弱小市町村の有効に處理しえない事務は府縣において補充的に處理する方針をとる外はない。

かようにして行政の混亂をさけ、その能率的

運営を圖るとともに地方自治尊重の精神を實現することが出来る。かような見地から市町村はこれをその能力に應じ、次のように三階級別又は四階級別すること。而して、その階級別によつて配分事務の種類、分量の差等を設けることを提案する。

(1) A級 人口五〇萬以上の大都市

A級の大都市については、これを包括する府縣との二重行政、二重監督の弊を避け、特に廣域行政の見地から府縣全體に通じ調整するを要する若干の事務及び財政調整の事務を除いて、大都市の区域内の事務は原則としてこれを大都市の事務とする。現行の特別市制はこれを廢止する。後述地方財政の項參照

(2) B級 人口一五萬以上の中都市

四階を區別するときはこのB級を認め、三階級を區別するときはこのB級を除く、B級の中都市は、今後、地方公共團體に委譲されるべき自治事務を處理するだけの行政能力及び財政能力を有するのが通例である。事務の性質により地方の事務の七〇％ないし八〇％はこれを自主的に處理せしめ、他は、府縣において處理する。

(3) C級、A級、B級以外の市

C級の市は、現在の行政能力、財政能力よりみて、今、直ちに廣汎な自治事務を處理することとは困難であるから、その能力に鑑み、可能な限りの事務を委譲する。

(4) D級 現行法上の町村

町村は、現在の行政能力、財政能力より見て、廣汎な自治事務の能率的、効果的な處理に適しない。従つてその能力に照らし可及的廣汎にこれに委譲する（特にいわゆる庶民行政は原則としてこれに委譲する）ことを建前としつつ、その不可能な範圍は、府縣において補充的に處理すべきものとする。

四、どのような事務を各階級の市町村にどのように配分するのが適當かは別途に考慮を要するが、一・二の例を警察、保健衛生、教育に求めること

(1) 警察は、都市警察と府縣警察とに分ち、

A級、B級（場合によつてはC級）に限り自治體警察としての都市警察をもつものとする——警察行政の單位としては、最少數十名から百名を必要とし、これによつてはじめて合理的、機動的な運営が可能となる、現在の人口五千以上の市町村の自治體警察のうち、弱小町村のそれは、地方財政の重壓となるのみならず、警察行政の單位として弱小にすぎる——而して、それ以外の地域においては、現在の國家地方警察を府縣自治體警察に切替えるものとする。兩自治體警察の協力によつて、地方の秩序維持の目的を全うしうるのであるが、それで不十分の場合

は、國の警察豫備隊が、正に豫備隊の名にふさわしい活動をするものとする。

(2) 保健衛生は、A級及びB級の都市においては原則として自主的にこれを處理することと

する（現在の保健所行政を考えよ）が、C級、D級の市町村においては、府縣が統轄的にこれを處理するものとする。尤も、全國的な傳染病豫防對策のごときは、國自らがこれを企畫し、その指導監督の下に、都市府縣をして綜合的に處理せしめる。その指導監督の方法については自治權の侵害にわたらぬよう別途考慮する。

(3) 教育については、大都市にあつては小學校から大學に至る各級の學校の設置管理を行い教員人事を掌り且つ教育費を負担する。中都市及び市にあつては、小學校、中學校及び高等學校の、町村にあつては、小學校及び中學校（義務教育）の完全な實施に専念するものとする。中都市以下の町村における小學校、中學校の教員人事については、人事交流、再教育實施の必要等を考え、これを府縣事務とし、且つそれらの府縣費の負擔とする。なお道府縣は大學および町村の區域のための高等學校の設置管理に當るものとする。

※ 五大都市とこれを包括する府縣との間に從來行政事務配分の問題に關しけわしい意見の對立があるが、右に述べたような措置によりその間の調和を圖ることが出来るであらう。

第四 地方財政の自主性の確立
一、行政事務の再配分に伴い、財源の配分について更に検討を加える必要がある。現行の地方税法及び地方財政平衡交付金法によつて與

えられる地方財源によつては、到底、上述の廣汎な地方の事務を自主的に處理することは不可能である。従つて地方財源の強化のために、更に再検討を加える必要がある。從來の補助金制度は地方團體の中央依存を拂拭できず、この補助金制度を通して中央の地方支配を結果するから、これは全面的に整理し、平衡交付金の中に繰入れる必要がある。また、假に義務教育費を國庫が負擔する場合においても、いわゆる紐付を排し、平衡交付金の一部として交付すべきものである。

二、若し地方税法によつて、府縣市町村に對しその事務處理に必要なだけの適當な財源を普遍的に與えることができるならば、平衡交付金の制度はこれを廢止するか、少くとも減少することが理想である。併し、どのような税制を改めるにしても地方税法による税源が、商工業中心地、都會地に集中する傾向にある。わが國經濟の實態を地盤として考える以上平衡交付金の制度は不可決である。現在のよう著しい府縣間の差及び市町村間の差が存する場合においては、一步を進めて、國の地方財政平衡交付金制度の外に、府縣内の市町村財政平衡交付金制度を設け、大都市、中都市より徴收した税を衛星都市や隣接町村へ交付するための財政調整の方法を併せ考える必要さある。これによつて「大樹の下草も育たぬ」という衛星都市及び窮乏町村の不平に應

え、大都市と隣接衛星都市町村の相互依存關係の實態に即した財源配分をなすことができるであらう。

三、かような平衡交付金制度は、現在及び近い將來のわが地方財政を考える場合に、必要欠くことができない制度であるが、根本においては地方税制度の再検討によつて、地方財政の充實強化を圖る必要がある。

(1) 府縣においては、現行地方税法によつて與えられる財源は、一般に決して十分とはいへぬ。殊に住民の自治意識の培養源となるべき一般府縣民に普遍的に結びついた財源がない。附加價値税や入場税や遊興飲食税は、府縣によつて、その差が著しく、ある縣（鳥取縣のごときこれらの税収入は甚だ少い）においては、縣財政の半ば以上を平衡交付金に依存しなければならぬ結果となる。これは、健全な地方財政の建て方とはいへぬ。従つてここに新たな財源を考へなくてはならぬ。（府縣民税とか、酒、煙草消費税のごとし。）又、府縣に市町村間に財政調整的機能を營ましめる見地からいへば、別途に財源を與えなくてはならぬ（電氣・ガス税のこときこれに充てゝよいであらう。）

(2) 市町村においては、現行地方税法によつて與えられる財源は、市町村間の差が著しく、一般に都市に集中し、農村に不足を來す傾向をもつ、どのような地方税制を設けてもこうした傾向を免かれ難いことを考えると、國のみなら

ず、府縣單位でも更に財政調整を行うことが適當であり、府縣における市町村財政平衡交付金制度を設けることが妥當であらう。

四、ともかく事務の再配分に伴ひ、その財源の再配分を根本的に再検討する必要がある。十分な財源の伴わない事務の再配分は、ただ行政の混亂と停廢を來すのみであり、地方自治を強化するどころか、地方自治に對する批難を徒らに大ならしめる結果に終るであらう。

第五 地方公共團體の適正規模

一、行政事務の再配分を考えるに當つて、市町村、府縣の適正規模が當然研究の對象とされなければならぬ。併し、これを考えるに當つては、ただ、その經濟力の充實だけを標準にして考えるわけにはいかぬ。地方自治體である以上、それが自治體としての政治的、經濟的、社會的基礎をもち、住民の協同體的意識によつて支えられるものでなければならぬ。官の一方的強制による統合は明治二十年の町村の統合と同様に將來に禍根を残すことなきを保しがたい。殊に府縣にしても市町村にしてもたゞこれを統合することによつて經濟力を強化することにならないこと——山村や區域の廣大な町村では統合しても公務員の人員の整理を圖ることは殆どできないし、學校その他の施設の節約を期することもできぬ——を注意しなければならぬ。従つて、どの程度に統合するかは、一般的、抽象的にでなく個

別的具體的に考えるべきであろう。

二、地方行政調査委員會議においては、人口五千以下の町村は合併して、經濟力の充實をはかり、現在約一萬二百の町村を約六千程度に整理する方針のようであるが、これは、どのような根據に基くものか明かでない。一般論としては、今後廣汎な事務を處理すべき町村の標準的單位として、人口五千とか八千とか一萬とかが考えられるのであろうか、狭小で密接した町村の統合の方策をとることはよいとしても、決して一つの畫一的な基準によつて、一律的強制的に統合を實施すべきではなく、市町村個々の實情に照らし、主として行政の合理的能率の運営を可能ならしめるための必要という觀點に立つて、可能且適當な範圍において具體的にその統合を検討すべきである。

全國都道府縣別面積、人口、市町村數等に關する調

都道府縣	面積 (平方公里)	人口	市町村數		合計 人口 (平方公里)	人口 密度 (人/平方公里)	市町村 平均面積 (平方公里)
			市	町村			
北海道	八、五二	四、〇三、〇〇五	一四	六	二、七	五、一四四	二、三
青森	九、六三	一、三六、三五	三	三〇	一、六四	二、七	五、五
岩手	一五、三五	一、五九、〇〇	四	三〇	一、六四	二、七	五、五
宮城	七、二五	一、五九、〇〇	三	三〇	一、六四	二、七	五、五
秋田	一、六四	一、二六、七〇	二	四	一、二	一、二	一、二
山形	九、三六	一、四六、四二	五	二六	一、九	一、九	一、九

る。

三、都道府縣についても、市町村にけると同様、個々具體的に検討することはよい。そして、若し現實に、それが行政の合理的、能率の運営に役立ち、且又、それが住民の協同體的意識によつて支えられる限りにおいてこれを實施してよい、しかし中央の權力による強制的統合や觀念論的な道州の實施の如き、今、早急にとりあへるべきではない。それはたゞ徒らに行政を混亂せしめ、やがて中央集權的行政を逆轉せしめる危険性を包蔵しているからである。

第六 東京都及び北海道の特殊性
一、東京都及び北海道の行政は、種々の點において特殊性を有する。東京都の特別區の制度については、根本的に再検討を加える必要があ

り、東京都下の市町村の處置についても研究を要する。北海道そのものの行政及び北海道の市町村の行政についても他の府縣及び市町村の行政と一律に談ずることは適當でない。その特殊性をどのように制度上に反映していくかについては別途研究を必要とする。

二、五大都市についても、種々意見があるが、その取扱については前に述べたように、A級大都市として、その特殊性を生かしていけばよい。

▲全國都道府縣別面積、人口、市町村數等に關する調

本調査は、全國議長會事務局において調製したものであるが、行政區域の適正規模の検討その他の資料として何等かの参考となれば幸いと考へここに掲載した。

福島	三、六三	二、〇六、四八	五	三	三、九	一、四七	五、二五	二、五
茨木	六、〇九	一、〇四、五七	三	三	三、三	三、六	五、四	一、七
栃木	六、四七	一、五七、八〇	五	五	一、〇	二、三	九、〇五	三、七
群馬	六、三六	一、六八、八四	五	四	一、五	二、四	八、六七	三、三
埼玉	三、八三	二、一三、三三	六	五	二、六	三、九	六、六四	三、三
千葉	五、〇三	二、一四、五二	七	六	三、七	三、四	六、八七	六、六
東京	二、〇四	五、四七、八七	三	八	一、八	六、六	二、六五	二、四
神奈川	二、三三	二、三三、五五	八	三	三、三	一、四	九、二〇	三、三
教	三、五八	二、四三、四五	六	五	三、五	一、九	六、二六	三、三
富山	四、三五	九八、三九	二	三	一、八	二、三	四、六七	二、〇

▲北海道税課率調

税目	入場税	遊興飲食税	自動車
標準	標準	標準	標準
改正例	地方税法	現行例	
入場料金又は利用料金 百分の百、但し第二種の場所へ入場する者、もつぱら、交響樂、器樂、聲樂等の純音樂を研究發表する會場に鑑賞のため入場する者又は學生、生徒若しくは當該競技をすることを業とし、者が行つ運動競技の觀覽のため競技場へ入場する者から料金を徴収する場合においては、百分の四十	(固定税率) 百分の百、但し、第二種の場所へ入場する者、もつぱら、交響樂、器樂、聲樂等の純音樂を研究發表する會場に鑑賞のため入場する者又は學生、生徒若しくは當該競技をすることを業とし、者が行つ運動競技の觀覽のため競技場へ入場する者から料金を徴収する場合においては、百分の四十	(標準税率) 一、藝者、その他これに類する者の花代 (標準税率) 百分の百 二、料理店、貸席、カフェー、バー、キャバレー、旅館(前號の花代を伴ふもの)その他これらに類する場所における遊興又は飲食の料金(前號の花代及び宿泊の料金を除く) 百分の四十 三、宿泊及び前號の飲食以外の飲食の料金 百分の二十	(すべて年額 一台につき) 一、普通自動車 乗用車 一五、〇〇〇圓 自家用車 一〇、〇〇〇圓 その他 一〇、〇〇〇圓 二、貨物車 積載量 二千キログラム未満のもの 六、〇〇〇圓 二千キログラム以上のもの 八、〇〇〇圓 四千キログラム以上のもの 一〇、〇〇〇圓 六千キログラム以上のもの 一三、〇〇〇圓 バス(トレラーを除く) 一六、〇〇〇圓 乗車定員二十人未満のもの
		(標準税率) 年額 一、普通自動車 乗用車 一五、〇〇〇圓 自家用車 一〇、〇〇〇圓 營業用 一〇、〇〇〇圓 トラック及びバス 一〇、〇〇〇圓 二、小型自動車 四輪車 四、五〇〇圓 自家用乗用車 三、〇〇〇圓 その他 一、〇〇〇圓 三輪車 一、〇〇〇圓 二輪車 一、〇〇〇圓	
		一、藝者の花代(これに類する料金で内閣總理大臣の定めるものを含む) 百分の七十五 二、藝者の花代を伴ふ遊興、飲食又は宿泊の料金(藝者の花代を除く) 百分の四十 三、前二號以外の遊興又は料理店、貸席、カフェー、バーその他これらに類する料理店における飲食の料金 百分の二十五 四、宿泊及び前三號以外の飲食の料金 百分の十	第一類 乗用車 營業用 乗車定員 十人未満のもの 一、一〇〇圓 十人以上のもの 一、二〇〇圓 二十人同 一、三〇〇圓 五十人同 一、四〇〇圓 自家用 第二類 貨物車 自家用 積載定量 千キログラム未満のもの 一、六〇〇圓 同 以上のもの 二、〇〇〇圓

税畜家	待獵者税	漁業權税	税 區 鑑	車 税
家畜の頭數	待獵免許件數	漁業權の賃貸料	鑑區、または砂鑑區、または延長	の 台 數
一、牛及び馬 年額 二、豚及びめん羊 同	三千六百圓	百分の十	一、試掘鑑區（年額） 面積千坪ごとに 三〇圓 二、探掘鑑區 面積千坪ごとに 六〇圓 三、砂鑑區 河床延長一町ごとに 三〇圓 河床でないもの面積千坪ごとに 三〇圓	二十人以上のもの 一〇、〇〇〇圓 五十人以上のもの 三、〇〇〇圓 六十人以上のもの 五、〇〇〇圓 六、〇〇〇圓 二、小型自動車 一、二輪車 一、〇〇〇圓 三輪車（側輪付二輪車を含む） 二、〇〇〇圓 四輪車 四、〇〇〇圓 三、特殊自動車 けん引車 一〇、〇〇〇圓 被けん引車 八、〇〇〇圓 但しトラクターバス用被けん引車 一〇、〇〇〇圓 四、輕自動車 三、輕自動車 五〇圓 四、輕自動車 六、〇〇〇圓 五、輕自動車 五〇圓
	（固定税率） 三千六百圓	（標準税率） 百分の十	（固定税率） 同 上	三、輕自動車 五〇圓
第一種 牛及び馬 一頭 第二種 豚及び綿羊 同	千八百圓	百分の五 著業しないものについては七割減率賦課する	第一種 試掘鑑區 面積千坪ごとに 一五圓 第二種 探掘鑑區 面積千坪ごとに 三〇圓 第四種 砂鑑區 河床延長一町ごとに 一五圓 河床でないもの面積千坪ごとに 一五圓	二千キログラム以上のもの 二、七〇〇圓 三千キログラム同 三、〇〇〇圓 四千キログラム同 三、六〇〇圓 五千キログラム同 四、五〇〇圓 第三類 雲きゆう車、 小型自動車 一、二〇〇圓 第四類 二輪車 八〇〇圓 三輪車 一、〇〇〇圓 二輪車 一、四〇〇圓 第五類 特殊自動車 けん引車、ロードローラー、グレダー、 ブルドーザー、耕作用自動車 一、八〇〇圓 重量五千キログラム未満のもの 二、四〇〇圓 以上のもの 二、四〇〇圓 被けん引車 同 第一類及び第二類賦課定額の五割 第六類 輕自動車 五〇圓

特別所得税	事業業税
業務所得金額	事業所得金額
第一種業務 百分の六・四 第二種業務 百分の八	法人（特別法人を除く）の行う事業及び個人の行う第一種事業に對するものについては………百分の十二 特別法人の行う事業及び個人の行う第二種事業に對するものについては………百分の八 電氣供給業、ガス供給業及び運送業（運送取扱業を含む）については………百分の一・六 露店において行う個人の第一種事業については………百分の一・六 は 一等 月税 九〇圓 二等 同 六〇圓 三等 同 四〇圓 四等 同 二五圓 五等 同 一五圓 六等 同 一〇圓
同 上 （標準税率）	（標準税率） 法人（特別法人を除く）の行う事業及び個人の行う第一種事業に對するものについては………百分の十二 特別法人の行う事業及び個人の行う第二種事業に對するものについては………百分の八
第一種業務 百分の四・三 第二種業務 百分の五・四	一、法人（特別法人を除く）の行う事業（電氣供給業、ガス供給業及び運送業（運送取扱業を含む）を除く）………百分の八 事業所得………百分の八 二、個人の第一種事業（運送業（運送取扱業を含む）及び露店において行う事業を除く）………百分の一・六 事業所得………百分の八 三、電氣供給業、ガス供給業及び運送業（運送取扱業を含む）………百分の一・六 収入金額………百分の一・六 四、露店において行う個人の第一種事業………百分の一・六 一等 月税 九〇圓 二等 同 六〇圓 三等 同 四〇圓 四等 同 二五圓 五等 同 一五圓 五、特別法人の行う事業………百分の五・四 事業所得………百分の五・四 六、個人の行う第二種事業………百分の五・四 事業所得………百分の五・四

昭和二十五年一般會計豫算現計調書 (昭和二五、八、四現在)

歳入の部

款項別	現	計	總額に對する%
道立税		三、四一、〇〇、〇〇〇	二・三〇%
獨立的税		三、五八、〇〇〇	
舊法による税收入		四、四六、〇〇〇	
公營企業及び財産收入		一〇、〇〇〇	
公營企業收入		一四、四六、〇〇〇	一・三%
財産收入		一〇、八〇、〇〇〇	
財産賣拂代金		一、〇六、〇〇〇	
分擔金及び負擔金		三、六四、五〇〇	
負擔金		一、五〇、〇〇〇	一・三五%
使用料及び手数料		一、六〇、〇〇〇	
使用料		四、九四、〇〇〇	三・二%
手数料		三、三六、〇〇〇	
寄附金		一、〇、三六、〇〇〇	
寄附金		六、五八、〇〇〇	〇・五%
寄附金		六、五八、〇〇〇	
特別會計繰入金		二、八六、〇〇〇	〇・二%
繰入金		二、八六、〇〇〇	
繰入金		二、八六、〇〇〇	
前年度繰越金		二、四九、〇〇〇	二・〇%
繰越金		二、四九、〇〇〇	
繰越金		二、四九、〇〇〇	
雑收		五、八、〇〇〇	四・四%
雑收		一、五五、〇〇〇	
物品賣拂代金		一、六、二六、〇〇〇	
診療所收入		一、二九、〇〇〇	
保健所收入		六、〇〇、〇〇〇	
療養所收入		三、一〇、〇〇〇	
保養所收入		三、二〇、〇〇〇	

歳出の部

款項別	現	計	總額に對する%
性病診療所收入		一、六六、〇〇〇	
療養所收入		七〇、〇〇〇	
治療院收入		二、三〇、〇〇〇	
巡回治療收入		二、四七、〇〇〇	
公報收入		五、四〇、〇〇〇	
土地區調整收入		八、五七、〇〇〇	
金庫運用金利息		七、八〇、〇〇〇	
貸付金收入		三、〇〇、〇〇〇	
労働會館收入		一、七〇、〇〇〇	
雑收入		三、九〇、〇〇〇	六・七%
道債		八、七、〇〇、〇〇〇	
道債		八、七、〇〇、〇〇〇	
道債		八、七、〇〇、〇〇〇	
純道負擔計		五、九〇、〇〇〇	四・八〇%
地方配布税		一、九三、〇〇〇	一四・七七%
國庫支出金		五、一五、〇〇〇	
國庫負擔金		二、〇七、〇〇〇	一五・四%
國庫補助金		三、〇七、〇〇〇	
委託費		六、一〇、〇〇〇	
純國庫負擔計		七、〇九、〇〇〇	五・一〇%
歳入計		三、〇八、〇〇〇	一〇〇・〇〇%
議會費		三、〇五、〇〇〇	一・〇〇%
道廳費		三、〇五、〇〇〇	
道職員費		一、二八、〇〇〇	
道諸費		九〇、〇〇〇	八・五%
道諸費		三、〇五、〇〇〇	

警	職員福利厚生諸費	三,廿四,100	0.3%
警察	消防費	一五,五五,100	
公安委員會費	三,三六,100		
治安維持連絡協議會費	四,五〇,000		
消防學校費	四,三六,200		
消防振興費	三,六三,400		
土木	一,六三,四〇〇		
道路橋梁費	二七,〇一,〇〇〇		
河川	二八,一四,四〇〇		
港灣	三九,七九,五〇〇		
土	都市計劃費	六,七三,〇〇〇	三.四八%
	東札幌土地區調整費	七,五三,〇〇〇	
	戰災復興費	一五,三六,八〇〇	
	土木試驗所費	二,〇三,〇〇〇	
	建築業諸費	八〇,〇〇〇	
	災害土木費	五,六八,七〇〇	
	教育	四,〇五,〇〇〇	
	教育委員會費	四,七四,〇〇〇	
	小學校費	一,六七,〇〇〇	
	中學校費	一,〇六,六九,100	
教	高等學校費	七六,五三,〇〇〇	10.17%
	定時制高等學校費	一六,三〇,〇〇〇	
	盲聾學校費	八〇,五五,100	
	通信教育費	九九,八〇〇	
	教育諸費	一五,二六,二〇〇	
	社會教育費	三,三五一,〇〇〇	
	保健體育費	八四,七五,二〇〇	
	社會及び勞働施設費	一,三九,七五,100	
	生活保護費	三九,一〇〇,100	
	民生福祉費	三,六六,100	

保	災害救助費	五,三三,100	4.3%
	引揚援護對策費	一四,〇〇,〇〇〇	
	生業資金貸付事業費	八,四三,三〇〇	
	兒童福祉費	二四,二七,六〇〇	
	世話所費	七,〇天,100	
	國民健康保險費	一四,八三,100	
	勞働	101,三〇,〇〇〇	
	地方勞働委員會費	三,四四,100	
	住宅	三四,九九,六〇〇	
	失業對策費	一七,三六,五〇〇	
產	公團	三,八三,八〇〇	20.6%
	健康衛生費	五五,五八,100	
	保健所費	110,五九,四〇〇	
	傳染病豫防費	15,九三,七〇〇	
	性病豫防費	三,三六,七〇〇	
	結核豫防費	149,〇四,六〇〇	
	環境衛生費	六,三三,〇〇〇	
	公衆衛生普及指導費	二五,二三,〇〇〇	
	優生保護諸費	六,六九,八〇〇	
	保健指導諸費	九,五三,〇〇〇	
農業	衛生調查諸費	三,六六,四〇〇	20.6%
	食品衛生諸費	二五,二五,100	
	衛生科學研究費	1九,三九,100	
	保健對策費	二七,〇三,〇〇〇	
	醫務諸費	九,八四,〇〇〇	
	藥事諸費	六,八四,〇〇〇	
	農業經濟費	三,四九,九四,〇〇〇	
	農業取締所費	二五,七五,九〇〇	
	農業講習所費	三三,100	
	農業講習所費	七,三六,〇〇〇	

協同農業普及費	二五、三五、〇〇〇
農業試驗場費	六、一九、一〇〇
農業試驗場畜産部費	四一、五〇〇、〇〇〇
復産費	一三、七三、六〇〇
畜産費	五、四四、一〇〇
食糧調整費	八、四三、〇〇〇
食品調整費	三、七八〇、八〇〇
林業費	五、四〇〇、七〇〇
林業指導費	一六、九七、五〇〇
水産費	三、六七、五〇〇
水産試驗場費	三、三〇、四〇〇
水産孵化場費	五、三六、七〇〇
水産練習所費	二四、三九、七〇〇
商工業費	一、三三、三〇〇
電力開發費	六、〇〇〇、一〇〇
觀光事業費	六、一四〇、八〇〇
工業試驗場費	一四〇、二〇、七〇〇
度量衡器檢定所費	三三、一六、六〇〇
農地費	八七、五三、五〇〇
農業協同組合費	三、九八、八〇〇
開拓事業費	八、八〇、〇〇〇
耕地事業費	二九、四三、〇〇〇
電力開發調査費	二、五六、〇〇〇
財產管理費	二、五五、一〇〇〇
職員住居施設費	三、三六、六〇〇
廳舎營繕費	四、〇六、七〇〇
營繕諸費	一、四〇、〇〇〇
財產造成費	四、五〇〇
勸業資金積立金	三、六七、〇〇〇
統計調査費	

〇・五五%	一・六%
-------	------

歳出計	豫備費	貸付金	諸費	地方振興費	監査諸費	繰出金	徴稅金	恩賜金事業費	支金	公金取扱費	元利償還金	公債費	選舉諸費	選舉管理委員會費	統計調査費
三、〇八、四〇、一〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一四、六二、〇〇〇	五、三三、〇〇〇	六、四三、七〇〇	一六、九八、一〇〇	一〇、五八、〇〇〇	四、九五、九〇〇	三、〇〇〇	一六、九八、一〇〇	三、一七、七〇〇	三、七四、〇〇〇	六、八七、六〇〇	五、三七、〇〇〇
100.00%	0.51%								3.6%			1.2%		0.7%	

◎新購入圖書紹介

圖書名

政治經濟學の國民的體系
日本經濟の安定と經營の諸問題
農村の實態上
農村工業の着眼
世界經濟圖說
天 皇
英 國 史 下
ソ連と極東下
堀 辰 雄 集
井 伏 鱒 二 集
日本の浮城はソ連でどんな生活をしたか
日本戰爭經濟の崩壊
中西功意見書
村落と都市
新考北海道史
世界經濟年報二
同 四
東南アジア經濟論
中小工業と經營合理化
最近のアメリカ商業事情
インド的思維
經營成果計算
自然辯證法研究
教 育 論
人 生 論

著 譯 者

フリードリッヒ・リスト
日本經營學會
農業復興會議
織 内 信 彦
有澤 亮
美濃部 亮吉
村山 節
石 井 良 助
アンドレ・モーロア
D.J.ダーリン
堀 辰 雄
井 伏 鱒 二
竹内 錦司
アメリカ合衆國戰略爆撃調査團
中西 篤
村 田 一 二
奥 山 亮
世界經濟研究所
岡 倉 古 志 郎
末 松 玄 六
大 野 政 一
清水 正 己
村 中 元
阪 本 安 一
田 邊 辰 太 郎
天 野 貞 祐

隨 想 錄

忘れえぬ人々
若き人たちへ
對立を超えて
メンデル
マックススウェル
ラヴォアジエ
圖 說 畜 産
乳牛飼畜の實際
實用土壤講說
實用肥料講說
ハリケン
ソ連が近付いた
泥にまみれて
世界史の研究
日本美術の鑑賞
麥類の上手な作り方
世界の末日
山のかたに
北海道ものがたり
ボランタリーチエーン
寫 眞 入 門
舊約聖書物語 上
同 下
ヒロシマの十字架を抱いて
石をもて追わるる如く
選舉 大 觀
ユネスコの世紀
家を建てよう

著 者

安 倍 能 成
篠 遠 喜 人
矢 島 祐 利
原 光 雄
小 松 明 徳
藤 本 虎 之 助
北海道農業教育研究會
同 右
ノードホフニホル
ヘンリー・チヨンダ
石 川 達 三
吉 岡 力
國立博物館
北海道農業教育振興會
アブトン・シンクレア
石 坂 洋 次 郎
北大出版部
萬 田 一 治
長 濱 慶 三
小 出 正 吾
同 右
谷 本 清
赤 尾 彰 子
朝日新聞社
徳澤 龍 潭
落 合 豊 吉

國民金融公庫借入の手引

鐵 道
グランド・ホテル
ガルソンス
野性の呼び聲
心理學 通論
社會主義とはなにか
講和と日本
あゝ私は生きていた
續最後の關東軍
太平洋の旭日(下卷)
神を求め人

若き親衛隊 上卷
同 下卷
新しい農業經營
北海道海產動物圖說
北海道農業經營論

國民金融公庫 調査課

好 井 宏 海
グイクトリット
マルグリット
同 右
ジャック・ロンドン
桂 廣 介
弘文堂編集部
萩 原 徹
桑 原 末 男
藤 原 克 己
サミエルト・モリスン
シンクレア・ルイス
A. フアデエフ
同 右
小 森 健 治
奥 田 眞 四 郎
山 田 眞 四 郎
渡 邊 侃

昭和二十五年十月二十日發行

北海道議會時報

第二卷第十號

編 集 北海道議會事務局調査課

發 行 北海道議會事務局

電話 一、八二〇番